

青環第749号
平成22年8月9日

もったいない・あおもり県民運動推進会議委員 殿

青森県環境生活部環境政策課長
(公 印 省 略)

「もったいない・あおもりエコライフ宣言」登録のお願い

もったいない・あおもり県民運動の推進について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、去る6月29日に開催した「もったいない・あおもり県民運動推進会議・行政部会合同会議」において、「もったいない・あおもりルール」の導入及び「もったいない・あおもりエコライフ宣言」の登録について、県民や事業者の皆様への普及・啓発等を御願いしたところですが、貴職におかれましても、御所属の事業所や団体としてこの「もったいない・あおもりエコライフ宣言」へ御登録の上、「もったいない・あおもりルール」に取り組んでいただくよう、改めてお願いしたく、パンフレットをお送りいたします。

県民運動の醸成と、ごみ減量・リサイクルの一層の推進のため、御協力をお願い申し上げます。

記

1 登録方法等

登録は、県のホームページから行うことができます。

県のホームページで、『エコライフ宣言』というキーワードで検索していただくと、「もったいない・あおもりエコライフ宣言に登録しませんか」というページが抽出されます。

このページから、事業者用の登録フォームのページへいくことができますので、必要事項を入力の上、送信ボタンを押していただければ登録完了となります。

エコライフ宣言を行った事業所名は、県のホームページで随時公表しています。また、宣言した事業所は、「もったいない・あおもりエコライフ宣言」事業所である旨



を名刺や印刷物等に明記することができます。

詳しくは、別添のパンフレット、又は県のホームページをご覧ください。

担当：循環・環境産業グループ

主事 対馬 香織

TEL：017-734-9249

FAX：017-734-8065



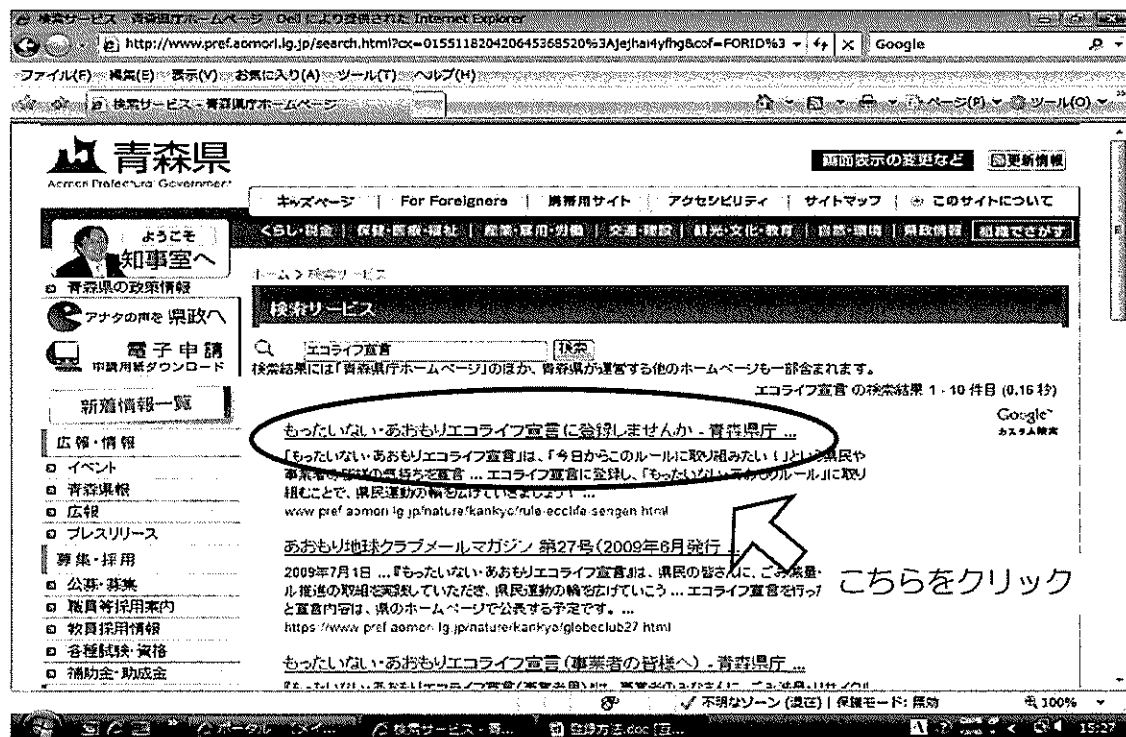
がんばろう 3つのRでエコケッコー

エコライフ宣言の登録方法

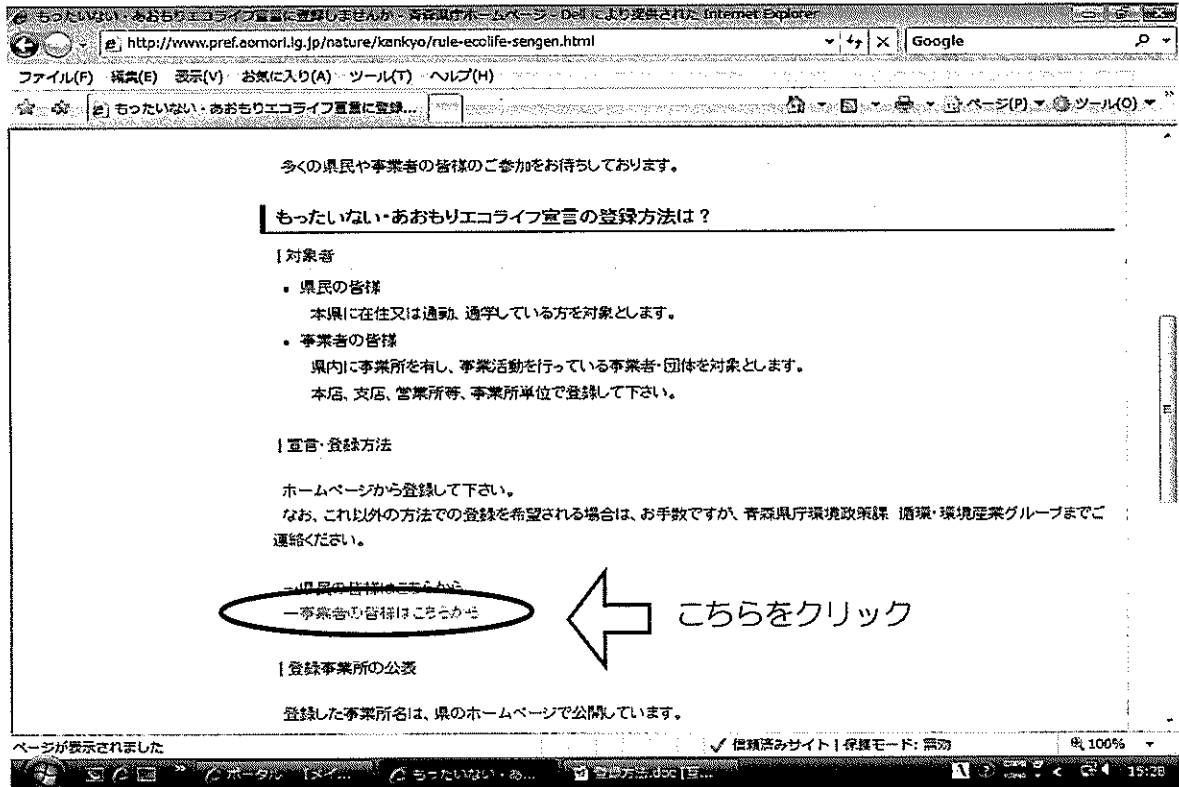
- ① 青森県庁のホームページのトップページで、検索の欄に「エコライフ宣言」と入力し、検索ボタンをクリックします。



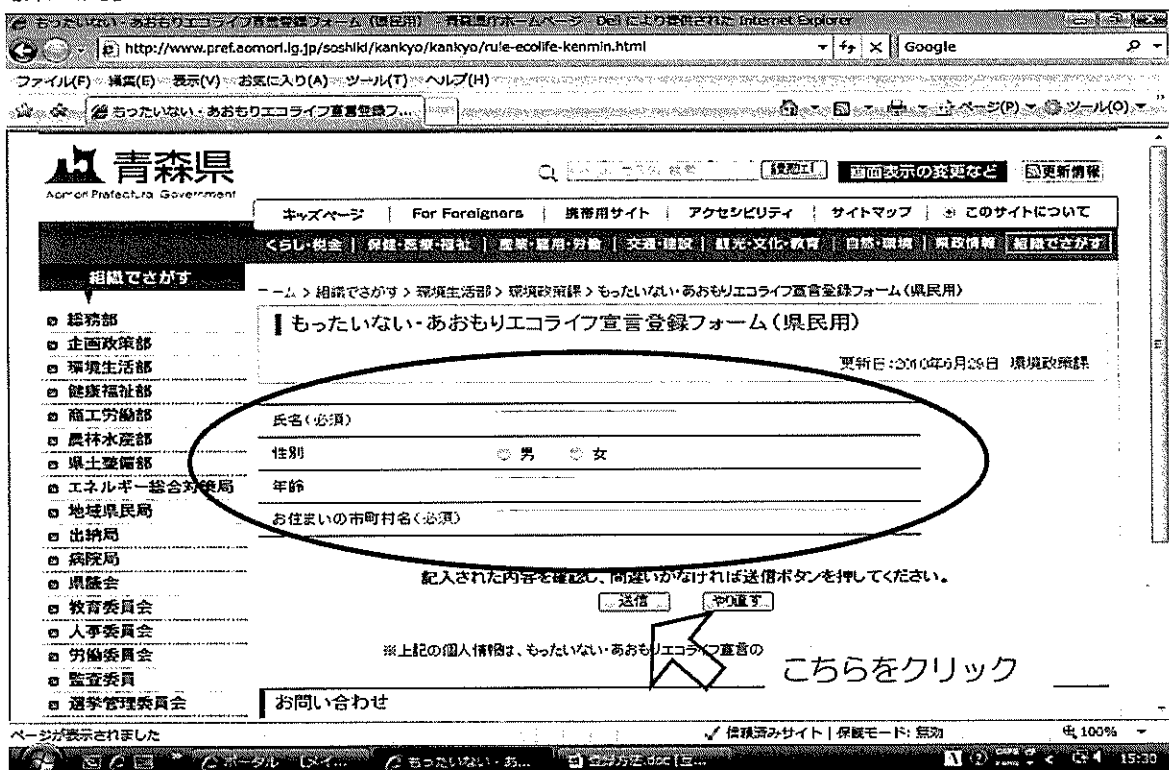
- ② 「もったいない・あおもりエコライフ宣言に登録しませんか」をクリックします。



- ③ 「もったいない・あおりエコライフ宣言に登録しませんか」という題名の画面に切り替わりますので、県民の方は「県民の皆様はこちらから」、事業者の方は「事業者の皆様はこちらから」をクリックします。



- ④ 登録フォームの画面に切り替わりますので、必要事項を入力し、送信ボタンをクリックします。
【県民用】



【事業者用】

もったいない・あおもりエコライフ宣言登録フォーム(事業者用) | 青森県ホームページ | Dell により提供された Internet Explorer

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/rule-ecolife-jigyosha.html

更新日: 2016年6月29日 環境政策課

事業者・団体名(必須)

代表者名(必須)

郵便番号

所在地(必須)

電話番号(必須)

FAX番号

業種(必須)

担当者名(必須)

ルールに取り組む方的人数(必須) 人

記入された内容を確認し、間違いがなければ送信ボタンを押してください。

送信 取消

こちらをクリック

⑤ 登録受付の画面に切り替わりますので、これで登録完了です。

もったいない・あおもりエコライフ宣言の登録を受け付けました | 青森県ホームページ | Dell により提供された Internet Explorer

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/rule-ecolife-receipt.html

更新日: 2016年6月29日 環境政策課

もったいない・あおもりエコライフ宣言の登録を受け付けました。

ありがとうございます。

ごみ減量とリサイクル推進のため、もったいない・あおもりルールに取り組んでいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

環境政策課 循環・環境産業グループ

電話: 017-734-9249 FAX: 017-734-8065

mailto:kankyo@pref.aomori.lg.jp